

# 計 画 書

## 石巻広域都市計画土地地区画整理事業の決定 〔石巻市復興整備計画（石巻市決定）〕

都市計画石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地地区画整理事業				
面 積		約 46.5 h a				
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
		幹線道路	3・4・36 新大塚菰継線	18m	約 600m	都市計画道路 (既決定 平成 11 年 6 月 15 日 石巻市告示第 130 号)
	1 標準幅員の設定方針 住居系の土地利用を計画していることから、標準幅員は 6m とする。 2 配置の方針 既決定の都市計画道路（幹線道路）を軸に、都市計画道路への交通を集散する道路として地区内準幹線（幅員 16m～9m）を計画し、区画道路については通過交通を極力排除するように、土地利用に応じて適宜配置する。					
	公園及び緑地	街区公園を誘致距離等に配慮しながら適宜配置し、地区面積の 3% 以上かつ計画人口 1 人当たり 3 m <sup>2</sup> 以上を確保する。 緑地について、三陸縦貫自動車道の北側に緩衝機能を有した緑地を配置する。				
	その他の 公共施設	上水道は、道路計画に併せて上水道管を布設し、全各戸に供給するよう計画する。 下水道は、石巻市流域関連公共下水道計画に基づき埋設するものとする。汚水については、道路計画に併せて管渠を埋設し、雨水については、道路側溝、管渠により集水し、地区内の調整池に放流する。				
	宅地の整備	被災者の速やかな生活基盤の形成のため、東北地方太平洋沖地震による津波の浸水被害を生じなかった地域に住宅の供給を行う。また、地域のコミュニティの確保などに配慮した、良好な住環境を備えた整備を行う。				

〔施行区域は、計画図表示のとおり〕

### 理 由

当地区は、市西部に位置し、地区南部に三陸縦貫自動車道が通っており、地区の殆どは農業用地として利用されている。「石巻市震災復興基本計画」において、被災者の速やかな生活基盤の形成として蛇田地区に新たな市街地の総合的な整備を行うことから、復興整備計画に記載し、土地地区画整理事業区域約 46.5ha について都市計画決定を行うものである。

## 都市計画として定める区域

種類 : 石巻広域都市計画土地区画整理事業

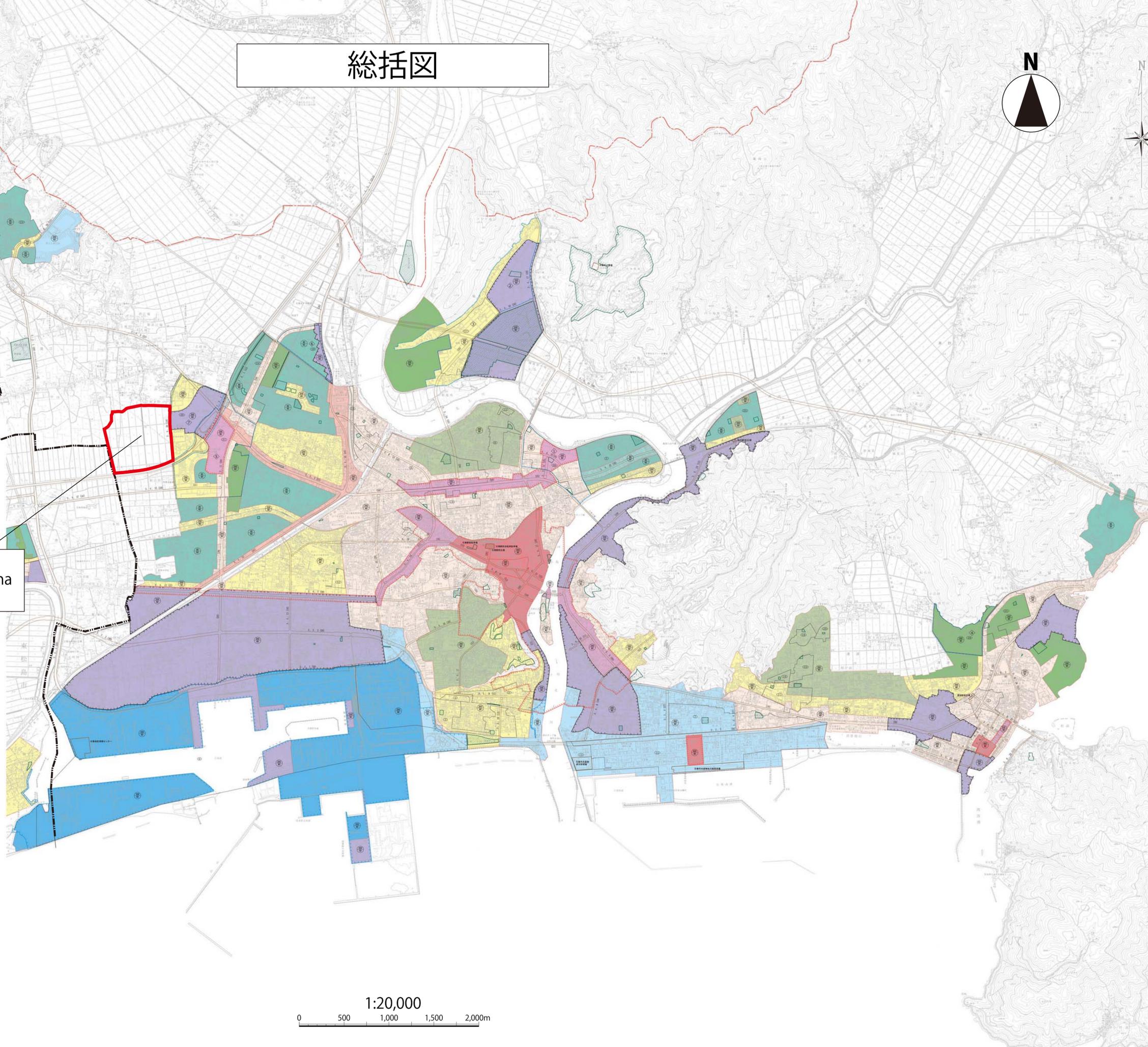
名称 : 石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業

区域 : 石巻市蛇田字新沼田、同字新立野及び同字新金沼の各一部

# 総括図



石巻市新蛇田地区被災市街地  
復興土地区画整理事業 面積 A=46.5ha



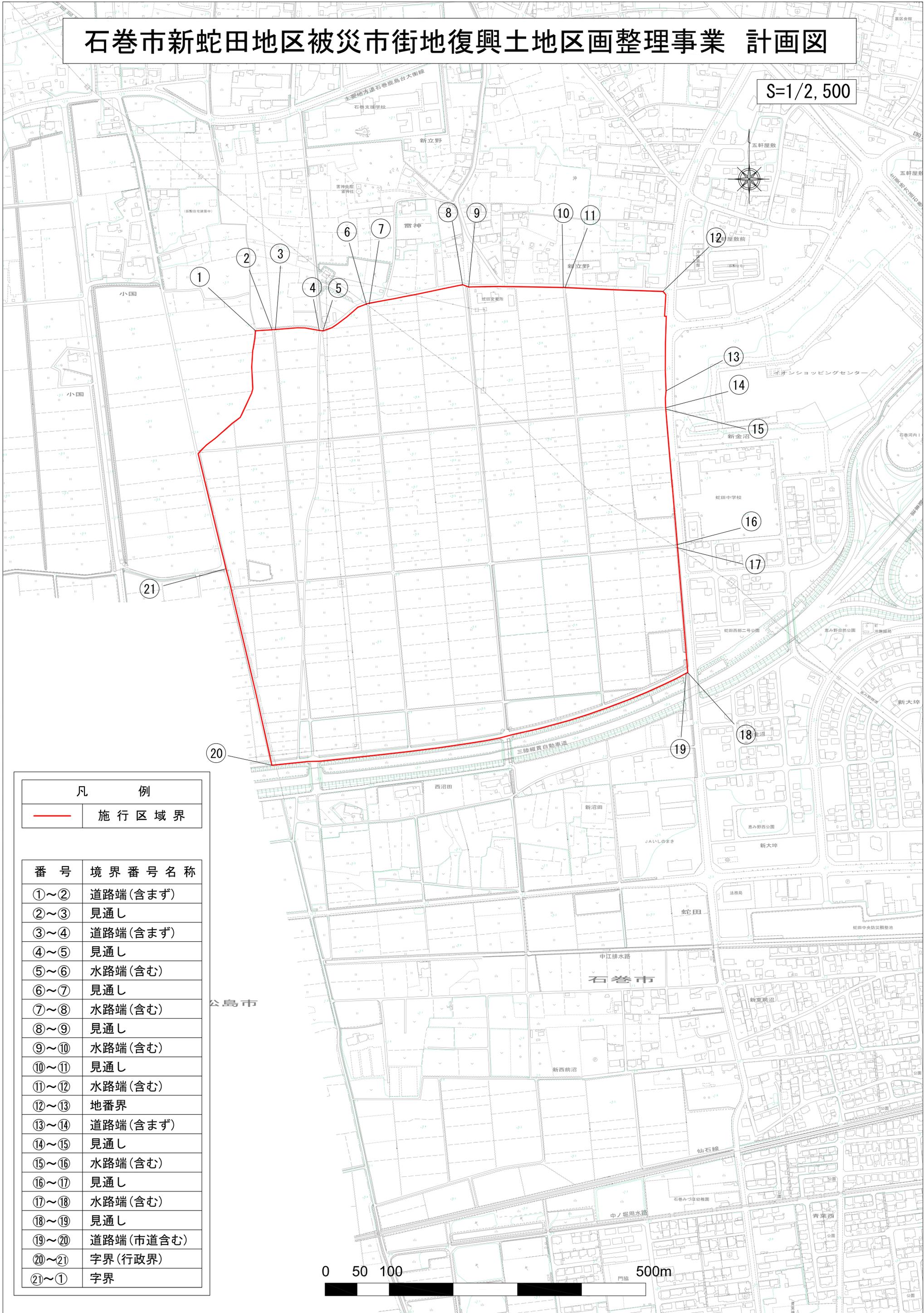
凡 例	
— 行政界	準防火地域
■ 都市計画区域	臨港地区
■ 市街化区域	特別用途地区
■ 第一種低層住居専用地域	地区計画区域
■ 第二種低層住居専用地域	都市計画道路
■ 第一種中高層住居専用地域	駅前広場(街路広場)
■ 第二種中高層住居専用地域	都市計画駐車場
■ 第一種住居地域	都市計画公園
■ 第二種住居地域	都市計画緑地
■ 準住居地域	都市計画墓園
■ 近隣商業地域	その他の都市公園等
■ 商業地域	特殊建築物
■ 準工業地域	土地区画整理事業区域
■ 工業地域	上段容積率
■ 工業専用地域	下段建ぺい率



注) 本図は、都市計画法に基づいて定められた都市計画のおおむねの位置・区域を表示したものです。詳細については、各市・町に編入付の閲覧用計画図にて御確認ください。

# 石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地地区画整理事業 計画図

S=1/2,500



## 凡 例

— 施行区域界

番号	境界番号名称
①～②	道路端(含まず)
②～③	見通し
③～④	道路端(含まず)
④～⑤	見通し
⑤～⑥	水路端(含む)
⑥～⑦	見通し
⑦～⑧	水路端(含む)
⑧～⑨	見通し
⑨～⑩	水路端(含む)
⑩～⑪	見通し
⑪～⑫	水路端(含む)
⑫～⑬	地番界
⑬～⑭	道路端(含まず)
⑭～⑮	見通し
⑮～⑯	水路端(含む)
⑯～⑰	見通し
⑰～⑱	水路端(含む)
⑱～⑲	見通し
⑲～⑳	道路端(市道含む)
⑳～㉑	字界(行政界)
㉑～①	字界

0 50 100 500m